

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
水質汚濁に係る環境基準の類型指定（環境管理課）	1287
水質汚濁に係る環境基準の類型指定の一部改正（"）	1288
環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令の改正に伴う関係告示の整理に関する告示（"）	1289
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）	"
保安林の指定予定（丹後広域振興局）	"
保安林の指定解除（"）	"
落札者の決定（監理課）	1290

道路の区域変更（中丹東土木事務所、丹後土木事務所）	1290
道路の供用開始（丹後土木事務所）	"
京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正（住宅課）	1291

## 公 告

企画提案の公募（府大学振興課）	"
大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見の概要（中丹広域振興局）	1292
土地改良事業に係る換地処分の届出（山城広域振興局）	"

## 告 示

### 京都府告示第611号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表第1の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準」という。）別表2の1の(1)のイの表に掲げる類型をいう。）を別表第1の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、昭和45年9月1日に閣議決定された桂川下流(1)が該当する水域類型（環境基準別表2の1の(1)のアの表に掲げる類型をいう。）を、別表第2の該当類型の欄に掲げるとおり改訂して指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり改訂して定める。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

### 附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

### 別表第1

#### 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間
桂川上流(1)（世木ダムより上流）	生物A	イ
桂川上流(2)（世木ダムより下流）	生物B	イ
桂川下流(1)（渡月橋から天神川合流点まで）	生物B	イ

桂川下流(2) (天神川合流点から宇治川合流点まで)	生物B	イ
由良川上流 (大野ダムより上流)	生物A	イ
由良川下流 (大野ダムより下流)	生物B	イ

注 1 該当類型の欄の「生物A」及び「生物B」は、環境基準の別表2の1の(1)のイの表に掲げる類型を示す。  
 2 達成期間の欄の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

別表第2

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間
桂川下流(1) (渡月橋から天神川合流点まで)	A	イ

注 1 該当類型の欄の「A」は、環境基準の別表2の1の(1)のアの表に掲げる類型を示す。  
 2 達成期間の分類は、別表第1の注の2に同じ。



京都府告示第612号

水質汚濁に係る環境基準の類型指定(昭和52年京都府告示第147号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

本文中「及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第1項」を削る。

別表中

該当類型達成期間	
海域A	イ
海域A	ロ
河川B	ハ

を

該当類型	達成期間
海域A	イ
海域A	ロ
河川B	イ

に改め、同表の注の2の(3)

を削る。



京都府告示第613号

水質汚濁に係る環境基準の類型指定(昭和53年京都府告示第174号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

本文中「及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第1項」を削る。

別表第1小畑川上流(京都市と長岡京市の境界より上流)及び小畑川下流(京都市と長岡京市の境界より下流)の項中「C」を「A」に、「ロ」を「イ」に改め、同表大谷川(全域)の項中「E」を「B」に改める。

別表第2鴨川上流(1)(高野川合流点より上流)の項中「ロ」を「イ」に改める。



京都府告示第614号

水質汚濁に係る環境基準の類型指定(平成8年京都府告示第246号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

本文中「及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第1項」

を削る。

別表第1園部川(全域)の項中「八」を「イ」に改め、同表犬飼川(全域)の項中「B」を「A」に、「口」を「イ」に改め、同表有栖川(全域)の項及び天神川(全域)の項中「B」を「A」に、「八」を「イ」に改め、同表田原川(全域)の項中「口」を「イ」に改め、佐濃谷川(全域)の項中「八」を「イ」に改め、同表の注の2の(3)を削る。

別表第2の注の2中「同じ。」を「掲げるもののほか、「八」は、「5年を超える期間で可及的速やかに達成」を示す。」に改める。

別表第3桂川下流(2)(天神川合流点から宇治川合流点まで)の項中「B」を「A」に、「口」を「イ」に改め、同表鴨川下流(勧進橋より下流)の項中「B」を「A」に、「八」を「イ」に改める。



#### 京都府告示第615号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令の改正に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令の改正に伴う関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第1項」を削る。

- 1 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(昭和49年京都府告示第179号)
- 2 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(昭和50年京都府告示第138号)
- 3 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(昭和51年京都府告示第415号)

#### 附 則

この告示は、平成22年12月28日から施行する。



#### 京都府告示第616号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平

成18年京都府告示第658号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成22年12月25日限りで消滅した。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

舞鶴市加入区



#### 京都府告示第617号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

#### 1 保安林予定森林の所在場所

与謝郡伊根町字新井小字濱ノ上661の2、663の2、小字子ブシ665の2、665の3、666、667、668の1から668の3まで、669から677まで、678の2、679、680の1

#### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森林保全課において縦覧に供する。なお、伊根町役場において関係書類を閲覧することができる。)



#### 京都府告示第618号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 解除保安林の所在場所  
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ大谷3の1の一部
- 2 指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため



京都府告示第619号

落札者を次のとおり決定した。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 業務の名称及び数量  
土木事業執行支援システムの機器賃借等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府建設交通部監理課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 落札決定日  
平成22年12月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ケーケーシー情報システム  
京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3
- 5 落札金額  
42,758,520円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成22年10月29日



京都府告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成22年12月28日から平成23年1月11日まで縦覧に供する。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 178号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
与謝郡伊根町字本庄上小字仲竹1042の1から	前	最小 7.6 最大 13.0	m 618.2
	後	最小 13.6 最大 26.5	m 559.8

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 482号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
与謝郡伊根町字本庄上小字仲竹1042の1から	前	最小 7.6 最大 13.0	m 618.2
	後	最小 13.6 最大 26.5	m 559.8

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 西神崎上東線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市字油江小字井子677の4から	前	最小 5.7 最大 12.2	m 467.7
	後	最小 12.1 最大 27.0	m 461.0

(4) 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成22年12月28日から平成23年1月11日まで縦覧に供する。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 178号

3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
与謝郡伊根町字本庄上小字仲竹1042の1から 与謝郡伊根町字本庄上小字西家下1426の1まで	平成22年12月28日

4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第622号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示（平成10年京都府告示第55号）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

表田辺団地の項中

102、104、111、204、207、301、306、308、309、312、401、402、406、501、504、506、508～510号	0.8890
上記以外	0.8290

を

102、104、111、204、207、301、306、308、309、312、401、402、406、501、504、506、508～510号	0.9190
上記以外	0.8590

に、

表東佐山団地の項中

0.9019	を	0.9319	に改める。
0.8419		0.8719	

**公 告**

次のとおり企画提案の提出を求める。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 企画提案に係る事項

- (1) 業務の名称  
京都府公立大学法人会計監査業務

(2) 業務の内容

京都府公立大学法人に係る会計監査業務

2 手続等

- (1) 京都府公立大学法人会計監査業務に係る企画提案実施要領（以下「提案実施要領」という。）等の交付場所及び企画提案に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化環境部府大学振興課

電話番号（075）414-4525

(2) 説明会の日時、場所等

平成23年1月28日（金）午前10時から

京都府立医科大学基礎医学学舎5階第9会議室

京都市上京区河原町通広小路の梶井町465番地

なお、説明会への出席を希望する者は、平成23年1月27日（木）午後5時までに、府大学振興課に電話により、氏名又は名称及び出席者数を連絡すること。

(3) 企画提案の提出期限等

ア 提出期限

平成23年2月14日（月）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

3 企画提案に参加する者に必要な資格

京都府公立大学法人会計監査業務に係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。また、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。

- (2) 原則として京都市内に事務所の設置をしている者であること。

- (3) 金融庁の懲戒処分があった日（懲戒処分の内容が複数日にわたる場合は、当該処分の期間が終了した日）から2年を経過しない者でないこと。

- (4) 府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4 企画提案の特定決定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、企画提案の特定決定を取り消すことがある。

- (1) 3の資格がない者が企画提案書を提出した場合  
(2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合  
(3) 提案実施要領に示した企画提案に関する要件に適合しない場合

5 参加報酬

無報酬とする。



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により福知山市から聴取した意見及び同条第2項の規定により住民等から述べられた意見の概要は次のとおりである。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ニトリ福知山店  
福知山市岩井小字赤三坂80番12ほか
- 2 届出者の名称及び所在地  
株式会社ニトリ  
札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
平成22年7月30日
- 4 意見の概要
  - (1) 法第8条第1項の規定により福知山市から聴取した意見の概要  
特に意見を有しない。
  - (2) 法第8条第2項の規定により住民等から述べられた意見の概要  
大型店としての社会的責任の観点から、まちのにぎわい及び交流の場の構築のため、地域の商工会議所等への加入、それらの活動への参加及び地域の祭り、花火大会等の伝統行事等への協力を要望する。
- 5 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部商工労働観光室及び企画総務部福知山地域総務室並びに京都府商工労働観光部貿易・商業課
- 6 縦覧期間  
平成22年12月28日から平成23年1月28日まで



土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の土地改良事業に係る換地計画に基づく換地処分をした旨届出があった。

平成22年12月28日

京都府知事 山 田 啓 二

土地改良事業の名称	地 区
京田辺市営土地改良事業	江 津